

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当年度における当社グループを取り巻く経済環境は、米国の第2次トランプ政権が発表した関税措置やそれに対する各国の報復措置に伴うサプライチェーンの世界的な混乱が継続するとともに、紛争等に伴う地政学リスクも依然として高止まりするなど、期初の状況から変わることなく、依然として先行きが不透明なまま推移しております。

当社においては、2025年4月1日に株式会社メプロホールディングスの発行済株式の全てを取得して買収し、樹脂技術と金属技術の融合により唯一無二の競争優位を確立して成長を加速させることを目指す経営方針を掲げるとともに、2025年5月14日に新生児玉化学工業グループビジョンを公開いたしました。

この買収により当社グループの業容は大きく拡大し、先のような不透明性の高い経営環境のなかでも、順調に利益を積み上げることができ、当年度の連結業績は下記のようにになりました。

売上高	82,707百万円	(対前期比 422.1%増加)
営業利益	2,679百万円	(対前期比 1,549.8%増加)
経常利益	2,296百万円	(対前期比 2,249.0%増加)
親会社株主に帰属する当期純利益	23,534百万円	(前期は親会社株主に帰する 当期純損失132百万円)

セグメントごとの売上状況は、次のとおりであります。今回の買収により業容が大きく拡大したことから、当年度から開示するセグメントごとの区分についても、従前の「モビリティ事業」、「リビングスペース事業」、「アドバンスド&エッセンシャル事業」の3区分から、「樹脂成形事業」、「鋳鍛造事業」、「粉末冶金事業」の3区分に見直しを行っております。事業種別セグメントの売上状況は次のとおりであります。

(樹脂成形事業)

当事業におきましては、自動車産業向け及び家電向けを中心に出荷が伸長したことに加え、住宅設備向けでは他社からの生産移管があったことにより販売が増加し、当年度は前年度比で増収増益となりました。自動車産業向けでは、業界全体では米国の関税措置による混乱がみられましたが、当社の主要製品は全世界向けのグローバルモデルや国内向けであるため当社への影響はほ

ばなく、旺盛な国内需要に支えられ好調に推移いたしました。海外では、タイ法人の家電向けが引き続き好調に推移したことに加え、前年度は落ち込んでいたタイ現地法人の自動車産業向け販売が徐々に回復傾向にあり、円安による円貨換算額の増加もあって、前年度比での改善に寄りました。

この結果、当事業の売上高は165億78百万円となりました。

(鑄鍛造事業)

当事業におきましては、二輪向けでは、タイにおいてはスクーターの販売が好調に推移いたしました。四輪向けでは、米国の関税措置に伴い、拠点ごとに強弱分かれる形となりました。国内においては計画を下回ったものの、米国法人においては、当社の主要取引先におけるハイブリッド車の好調な販売を受け、前年度比で販売が増加いたしました。これらに加え、円安による円貨換算額の増加も寄りました。

この結果、当事業の売上高は486億41百万円となりました。

(粉末冶金事業)

当事業におきましては、主要取引先での在庫調整の影響により、4月から5月にかけては販売が減少しました。また、2025年8月18日に主力工場で発生した漏水事故により生産ラインの一部が停止した影響もあり、当初の販売減少分を挽回するのに時間を要しましたが、漏水事故からの復旧後は順調に販売を積み上げました。

この結果、売上高は174億98百万円となりました。

事業種類別セグメント売上

	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
樹脂成形事業	百万円 15,842	% 100.0	百万円 16,578	% 20.0	百万円 736	% 4.7%
鑄鍛造事業	-	-	48,641	58.8	48,641	-
粉末冶金事業	-	-	17,498	21.2	17,498	-
セグメント間調整	-	-	△10	△0.0	△10	
合計	15,842	100.0	82,707	100.0	66,865	422.1

なお、期末配当につきましては1株あたり10円とし、2026年6月24日を支払開始日として手続きを進めております。引き続き安定配当を目指して収益確保に努めてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は62億79百万円で、セグメント別には次の通りであります。

事業	設備投資額	主な設備投資の内容
樹脂成形事業	百万円 764	射出成形機、金型等
鋳鍛造事業	3,632	集中溶解炉、金型等
粉末冶金事業	1,882	E-VVT生産設備、検査機器等

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に運転資金を安定的かつ効率的に調達するため、取引銀行4行とシンジケートローン契約22億53百万円（タームローン契約12億53百万円、ファシリティ契約10億円）を締結しております。

また、当社の連結子会社である柳河精機株式会社においては、取引銀行12行とシンジケートローン契約120億円（タームローン契約120億円）を締結しております。

なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローン契約の借入実行残高は141億35百万円（タームローン契約131億35百万円、ファシリティ契約10億円）であります。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済の先行きは、中東をはじめとする各地域での地政学リスクの高まりや、グローバル化の揺り戻しに伴う各国の政策動向、それらによる資源価格の高止まりなどから、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く経営環境においては、当社の主要市場である自動車産業において、中長期的にBEV（電気自動車）の普及が引き続き進むと予想されますが、足元では地域によってその伸び率に鈍化が見られるなど、市場の変調が顕著です。このような環境下において、お客様の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応し、持続的に発展し続けることは、当社グループの果たすべき重要な使命であると認識しております。

当社グループは、経営資源を最大限に活用し、以下の重点課題に取り組むことで、企業価値の更なる拡大を目指してまいります。

①PMI（ポストマージャーインテグレーション）の完遂による経営基盤の強化

2025年4月に株式会社メプロホールディングスを買収したことで、事業規模は大幅に拡大しました。この買収をより意義のあるものとするために、グループ全体のシナジーを早期に創出し、グループが一体となった経営基盤を構築することが最重要課題です。

具体的には、ガバナンス強化を楨に更なる企業体質の向上を図り、継続的な業務品質の改善を図るとともに、生産工程の機能そのものを見直してあらゆる無駄を排除することで生産性及び財務体質の抜本的な改善を図ります。特に、人的資本への投資を最重要課題と位置づけ、従業員一人ひとりの専門性を高め、多様な価値観を尊重する職場環境を整備しグループの融和を進め、組織全体の活力を最大化し、変化に強い強靱な組織体を構築いたします。

②成長分野への進出

当社グループは、樹脂加工のスペシャリストとして長年事業に取り組んでまいりましたが、今般の買収により、多様かつ高い金属加工能力を手にいれました。これを生かして、自動車産業の構造変化や住宅市場のニーズの多様化を捉え、「樹脂と金属の融合」を合言葉に、既存事業の枠を超えた新しい事業領域の開拓を積極的に推進してまいります。

③ESG〈環境、社会、ガバナンス〉の取り組み強化による持続的成長

当社グループは、ESG活動を「確実な成長（サステナブル・グロース）」を実現するための経営基盤と位置づけております。具体的には、気候変動等の地球環境問題への対応として、製造工程における環境負荷の低減や、省エネ・リサイクルに寄与する製品開発を加速させます。また、人権の尊重を基本とし、従業員の健康と労働環境の改善を図るとともに、高い専門性を有した多様な人材の採用を加速させる等して、人的資本経営を押し進めてまいります。加えて、リスクマネジメント体制を強化し、健全かつ透明性の高い有効なコーポレートガバナンスの基盤を構築することで、ガバナンスの高度化を図り、ステークホルダーの皆様との強固な信頼関係を築いてまいります。

以上の取り組みを通じて、“モノづくり”への飽くなき探求と品質への拘りを堅持し、社会の変化に柔軟に対応することで、未来に向けた確実な成長を目指してまいり所存です。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第96期 2023年3月期	第97期 2024年3月期	第98期 2025年3月期	第99期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高(百万円)	15,389	14,696	15,842	82,707
経常利益(百万円)	432	24	97	2,296
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	189	△243	△132	23,534
1株あたり当期純利益(円)	19.15	△36.43	△15.82	1,508.74
総資産(百万円)	13,356	14,602	14,094	67,111
純資産(百万円)	4,953	5,240	5,470	30,289
1株あたり純資産(円)	239.04	256.88	260.00	1,828.96

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.	千パーツ 240,000	% 99.00 (51.00)	自動車用プラスチック部品の製造販売
THAI KODAMA CO.,LTD.	千パーツ 150,000	% 48.67	プラスチック成形品の製造販売
THAI KODAMA (VIETNAM) CO.,LTD.	千ドン 33,324,800	% 100.00 (100.00)	プラスチック成形品の製造販売
株式会社メプロホールディングス	千円 100,000	% 100.00	株式保有を通じた事業会社の経営管理
株式会社ダイヤモンド	千円 50,000	% 100.00 (100.00)	焼結機械部品、含油軸受その他の粉末冶金製品の製造販売、及び研究開発
柳河精機株式会社	千円 100,000	% 100.00 (100.00)	アルミダイカスト製品、鉄鍛造製品の製造販売及び研究開発
九州柳河精機株式会社	千円 100,000	% 100.00 (100.00)	アルミダイカスト製品、鉄鍛造製品の製造販売及び研究開発
Y S K CORPORATION	千USD 22,000	% 100.00 (100.00)	アルミダイカスト製品、鉄鍛造製品の製造販売
THAI YANAGAWA CO.,LTD.	千パーツ 661,920	% 100.00 (100.00)	アルミダイカスト製品、鉄鍛造製品の製造販売
YANAGAWA TECHNO FORGE(THAILAND) CO.,LTD.	千パーツ 182,000	% 93.00 (93.00)	アルミダイカスト製品、鉄鍛造製品の製造販売
Diamet Klang (Malaysia) Sdn., Bhd.	千MYR 30,000	% 100.00 (100.00)	焼結機械部品、含油軸受その他の粉末冶金製品の製造販売

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合 (内数) であります。

(注) 2025年4月1日付で株式会社メプロホールディングスの株式を取得し、子会社といたしました。

(注) 上記に掲げた重要な子会社11社を含む、当社の連結子会社は合計14社であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
樹脂成形事業	樹脂製自動車部品（インストルメントパネル、フロントグリル、シート部品、ドアトリム、ルーフ、コンソール等） 住宅関連製品（洗面ミラーキャビネット、浴室天井、洗濯機パン等）、冷蔵庫・エアコン用樹脂部品、食品容器、飲料カップ
鋳鍛造事業	自動車用アルミダイカスト部品（エンジン部品、トランスミッション部品、各種ケース、シャシー等） 自動車用鍛造部品（シャフト、プーリーカバー、フロントハブASSY、ハブ&ディスクASSY）
粉末冶金事業	焼結含油軸受、軟磁性材製品（昇圧リアクトル用コア、モーター用コア、高周波用コア） 焼結機械部品（可変動弁部品、スプロケット・プーリー、オイルポンプロータ、ミッション部品）

(8) 主要な営業所及び工場

①当社（国内）

名称	所在地
本社	東京都千代田区
埼玉工場	埼玉県本庄市
西湘工場	神奈川県小田原市
袋井工場	静岡県袋井市

②子会社（国内）

名称	所在地
株式会社メプロホールディングス	東京都千代田区
株式会社ダイヤメット	新潟県新潟市
柳河精機株式会社	三重県亀山市
九州柳河精機株式会社	熊本県菊池市

③子会社（海外）

名 称	所 在 地
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ チャチェンサオ
THAI KODAMA CO.,LTD.	タイ バンコク及びチャチェンサオ
THAI KODAMA (VIETNAM) CO.,LTD.	ベトナム ドンナイ
YSK CORPORATION	米国 オハイオ
THAI YANAGAWA CO.,LTD.	タイ サムットプラカーン
YANAGAWA TECHNOFORGE(THAILAND) CO.,LTD.	タイ ラヨン
Diamet Klang (Malaysia) Sdn., Bhd.	マレーシア セランゴール ダルール エサン

(注) 上記のほか、国内外各地において、グループ各社の営業所・工場等を有しております。

(9) 使用人の状況

①グループ全体

前連結会計年度使用人数	当連結会計年度使用人数	増 減
615名	3,210名	2,595名増

②当社

前事業年度使用人数	当事業年度使用人数	増 減	平均年齢	平均勤続年数
177名	185名	8名増	46.7歳	16.1年

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	百万円 3,896
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,498
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,600
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,180
株 式 会 社 静 岡 銀 行	1,100
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,000
株 式 会 社 肥 後 銀 行	1,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	900

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 15,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 15,538,290株 (自己株式98,854株を除く)
- (3) 株主数 普通株式 7,168名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合	80,910 ^{百株}	52.07 [%]
小 林 智 治	2,075	1.34
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	2,060	1.33
小 林 崇 将	1,943	1.25
大 和 証 券 株 式 会 社	1,835	1.18
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	1,620	1.04
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	1,600	1.03
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,566	1.01
林 成 昭	1,300	0.84
松 井 証 券 株 式 会 社	1,296	0.83

(注) 持株比率は、自己株式 (98,854株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北村 以知雄	経営全般・営業管掌 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役(非常勤) THAI KODAMA CO.,LTD 取締役(非常勤)
常務取締役	齋藤 義一	経営補佐・生産統括 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役(非常勤) THAI KODAMA CO.,LTD. 取締役(非常勤)
取締役	三村 智彦	エンデバー・ユナイテッド株式会社 代表取締役 フェニックス・キャピタル株式会社 代表取締役 タカコーホールディングス株式会社 取締役(非常勤) 株式会社リンクスホールディングス 取締役(非常勤) 一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会 副会長
取締役	珍部 千裕	フェニックス・キャピタル株式会社 取締役 エンデバー・ユナイテッド株式会社 シニアエグゼクティブディレクター
取締役 (監査等委員)	高石 英明	監査等委員長 株式会社システムエグゼ 社外監査役 株式会社Legaseed 常勤監査役 スギホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	浦部 明子	LM虎ノ門南法律事務所 パートナー 水戸証券株式会社 取締役監査等委員
取締役 (監査等委員)	鈴木 洋之	公認会計士鈴木洋之事務所 代表 みずほ証券株式会社 取締役監査等委員 エンデバー・ユナイテッド株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、三村智彦氏、珍部千裕氏、高石英明氏、浦部明子氏及び鈴木洋之氏は社外取締役であります。また、高石英明氏、浦部明子氏及び鈴木洋之氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)浦部明子氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)鈴木洋之氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助する内部監査担当部署を有しているため、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。

5. 2026年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	大 洞 豪 将	海外統括 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役社長
執 行 役 員	竹 嶋 齋	経営企画室長 兼グループ経営管理担当 株式会社ダイヤモンド 監査役
執 行 役 員	徳 安 良 太	経営企画室長代理 兼グループ経営企画担当 柳河精機株式会社 執行役員
執 行 役 員	杉 崎 浩 一	管理統括 兼 経理・財務部長 THAI KODAMA CO.,LTD 取 締 役 (非 常 勤) 株式会社メプロホールディングス 監査役
執 行 役 員	山 根 卓 也	品質・環境推進統括 兼 品質保証室長 兼プロジェクト推進室長

(2) 当事業年度中の取締役の異動

①当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任年月日
取 締 役	中 村 公 泰	エンデバー・ユナイテッド株式会社 エグゼクティブアドバイザー 亜科迈電材(香港)有限公司 董事(非常勤) 广州亞科迈汽車零部件有限公司 副董事長(非常勤) 亞科迈高机能樹脂制品(开平)有限公司 董事(非常勤) 亞科迈(武漢)汽車零部件有限公司 董事(非常勤)	2025年6月26日
取 締 役	横 山 徹	監査等委員長	2025年6月26日

②当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況		異動年月日
	異動前	異動後	
北 村 以 知 雄	代表取締役社長 経営全般・営業統括 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役(非常勤) THAI KODAMA CO.,LTD 取締役(非常勤)	代表取締役社長 経営全般・営業管掌 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役(非常勤) THAI KODAMA CO.,LTD 取締役(非常勤)	2026年3月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役三村智彦氏、珍部千裕氏並びに監査等委員である取締役高石英明氏、浦部明子氏及び鈴木洋之氏との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

(4) 役員賠償責任保険(D&O保険)契約について

当社は、取締役全員を被保険者として役員賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、取締役がその職務執行に関して責任を負うこと及び当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じる損害が填補されます。保険料につきましては当社が全額負担しております。

(5) 取締役の報酬等の額

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬ごとの種類別の総額及び対象となる役員の人数

区 分	報酬等の総額 (千円)	報 酬 等 の 額 (千円)			対象となる 役員の人数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等 (注) 2	
取締役 (うち社外取締役)	57,357 (-)	33,120 (-)	8,822 (-)	15,415 (-)	5名 (3名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	13,500 (13,500)	13,500 (13,500)	- (-)	- (-)	4名 (4名)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の人員は、取締役4名(うち社外取締役3名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)であります。上記の人員は、2025年6月26日をもって退任した取締役2名が含まれております。
2. 上記報酬等の額の『非金銭報酬等』には、旧制度である役員報酬BIP信託に係る株式給付引当金繰入額6,065千円と、当事業年度より新たに導入した譲渡制限付株式(RS)に係る報酬費用9,350千円が含まれております。

②業績連動報酬等(業績連動型株式報酬)に関する事項

当社の株式報酬は、2015年より信託の仕組みを利用した『役員報酬BIP信託』を採用していましたが、これを当事業年度より、譲渡制限付株式(RS)を用いた株式報酬制度に変更し、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進める制度に改訂いたしました。当事業年度においては、旧制度に基づくポイントの付与と、新制度に基づく譲渡制限付株式の付与が併存しております。

新制度に基づく譲渡制限付株式（RS）の付与については、業務執行取締役に対し、金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を本制度に基づく株式の発行又は自己株式の処分の際に現物出資させることにより当社普通株式を取得させることを条件として支給するものとします。なお、当該金銭報酬債権の付与は、付与に際して定める期間内に当該現物出資に用いられないことを解除条件とし、各対象取締役に対する個別の付与額、支給時期その他の条件は取締役会において決定するとともに、取得した株式については、一定期間の譲渡制限を付し、当該期間中に在任中の不正行為の発覚その他本制度の趣旨又は目的に照らして当該株式の保有が適当でないと取締役会が判断する事由が生じた場合には、当社が当該株式の全部又は一部を無償で取得することができるものとします。

③非金銭報酬等の内容

上記②のとおりです。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に係る株主総会決議

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第88回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の年度総額を、1億30百万円以内とすることをご承認いただいております。

なお、同株主総会においては、旧「役員報酬BIP信託」の制度を前提として、5事業年度あたり総額1億50百万円を拠出し、当該金額を所定の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数を付与株式の上限とすることを内容とする株式報酬制度の導入に関する議案も決議されております。

同株主総会終結時点の取締役の員数は5名でした。

また、2025年6月26日開催の第98回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、業務執行取締役を対象として新たに譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度を導入することが決議されております。本制度に基づく金銭報酬債権の総額は年額20百万円以内、割り当てる普通株式の総数は年50,000株以内としております。

同株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名でした。

イ. 監査等委員である取締役の報酬等に係る株主総会決議

監査等委員である取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第88回定時株主総会において、年総額50百万円以内とすることをご承認いただいております。

同株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名でした。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会からの答申を踏まえて、取締役会において決定しています。

イ. 決定方針の内容

当社の決定方針の内容（第99期現在）は、下記記載のとおりです。

1. 基本原則

当社の取締役報酬に関する基本原則は、次のとおりとします。

- ①当社の取締役の報酬水準は、他社との人材獲得競争の中で、優秀な人材を獲得・維持できる競争力のある水準とする。
- ②各取締役の報酬水準は、それぞれの職責及び業績を反映し、企業価値の向上に対する寄与について公正に報いる。
- ③過度な短期志向を排し、中長期的な視点からの企業経営を促すことが期待できる報酬構成とする。
- ④報酬構成要素に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動したものを含める。

2. 報酬水準

当社の取締役の報酬水準は、主に優秀な人材の獲得・維持の観点から、他社との人材獲得競争において競争力のある水準の実現を目指すものとします。

そのため、報酬水準は、原則として、人材獲得において競合すると想定される企業をピア・グループとして設定し、このピア・グループとの比較において競争力のある水準の実現を目指すものとします。ピア・グループは、業種業態、売上規模、利益規模等の指標を中心として、人材獲得における競合可能性を総合的に検討して設定し、経営・事業環境の変化等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

競争力のある報酬水準は、経営・事業環境や人材市場における個別的・具体的な事情を踏まえて検討されるものであり、その積極的な定義を一般的・抽象的に行うことは困難であると考えられます。しかし、他方で、ピア・グループにおける報酬水準の中央値を下回る水準では、競争力のある水準とは言い難いと考えられます。

そのため、報酬水準の競争力の検討は、ピア・グループにおける中央値を起点として行うことを原則とします。

なお、報酬水準を含む取締役報酬の決定・変更は、ピア・グループをはじめとした市場情報を重要な考慮要素としますが、こうした情報のみに応じて行うものでなく、中長期的な企業価値向上の観点からの総合的な検討を踏まえて行います。

また、各取締役の報酬水準の決定・変更に際しては、当社内での公正の観点から、当社における職位、役割、責任、在任年数、実績等も考慮要素に含むものとします。

3. 報酬構成

(1) 報酬構成要素

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）並びに変動報酬である短期業績連動報酬及び長期業績連動報酬を基本的な構成要素としてこれらの適切な割合での組合せの実現を目指すものとします。

- ・基本報酬：固定額での金銭報酬です。年俸制とし、12分割した金額を毎月定められた日に支給します。
- ・短期業績連動報酬：事業年度毎の企業業績等に連動する金銭報酬です。事業年度毎の決算後に業績目標等の支給条件を確認し、支給します。
- ・長期業績連動報酬：報酬水準等が複数の事業年度での企業業績等に連動する株式報酬です。

(2) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び監査等委員である取締役以外の取締役

①報酬構成

現在、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役以外の取締役の毎事業年度の標準的な報酬は、基本報酬及び長期業績連動報酬である株式報酬により構成されています。

現在の毎事業年度の標準的な報酬構成比率は、業績連動報酬を制度設計上の基準額（長期業績連動報酬については、基準となる業績目標を達成した際に当社が計上する費用を基準額としています。）で、概ね、基本報酬：長期業績連動報酬（株式報酬）＝8：2となっています。

短期業績連動報酬（特別賞与）については、当社が経営再建の途にあることを踏まえ、その支給を適当とする事業年度毎の個別の判断がなされた場合にのみ支給されます。そのため、上述の毎事業年度の標準的な報酬の構成には含めていません。

②基本報酬

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役以外の取締役の基本報酬は、役位に応じて定められた金額が定期で支給されます。その水準は、原則として、ピア・グループにおける中央値を起点として検討を行います。

③長期業績連動報酬（株式報酬）

株式報酬は、役位に応じて交付される株式数が計算・累積され、在任中に譲渡制限付株式を付与し、退任時等に譲渡制限を解除します。

この報酬は、最終的な報酬水準が退任時の当社の株価によって定まるものであることから、中長期的な当社の企業価値向上へのインセンティブとなることを意図したものです。また、株価を通じた株主利益との連動を図るものです。

これは、株主利益に最も近い利益であり、株主利益との連動を趣旨とする株式報酬に馴染むとかがえられるため、及び将来交付される株式を用いた報酬により中期的な企業価値向上への意識付けを行う一方で、業績指標として足元での純利益を用いることで、中長期的な企業価値向上と短期的な利益の確保とのバランスの実現を図るためです。

④短期業績連動報酬（特別賞与）

特別賞与は、毎事業年度の営業利益の目標の達成を前提とし、その支給を適当とする事業年度毎の個別の判断がなされた場合にのみ支給されます。

特別賞与支給の前提となる業績指標として営業利益を選定した理由は、経営再建の途にある当社においては利益志向が重要であることから、賞与の業績指標とすることを通じて、取締役に対してこれを意識した経営を促すためです。

(3) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）または監査等委員である取締役

①報酬構成

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）または監査等委員である取締役の報酬構成は、業務執行に対する適切な牽制を確保する観点から、基本報酬のみとします。

②基本報酬

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）または監査等委員である取締役の基本報酬は、あらかじめ定められた金額が定期で支給されます。その報酬水準は、ピア・グループの水準を踏まえつつ、当社における職責等に照らし、適切と考えられる水準とします。

4. ガバナンス

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員以外の取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長が行います。

取締役会は、委任に係る権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、その行使を監督します。また、事業環境・経営環境の変化を踏まえ、適宜に本方針の見直しを行うものとします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の決定は、取締役会が行います。

監査等委員である取締役の個人別の報酬の決定は、監査等委員である取締役の協議により決定します。当社では、取締役の報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役とする任意の指名報酬委員会を設置しています。任意の指名報酬委員会では、本方針の見直しやピア・グループの設定等の本方針における重要な考慮事項についての審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

また、任意の指名報酬委員会では、検討の客観性を担保するため、経営者報酬に関する専門的知見を有するコンサルタントを起用し、市場データ及び助言の提供を受けています。

ウ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、他社水準、当社業績、従業員給与とのバランス等を踏まえて、任意の指名報酬委員会による答申に基づき、取締役会から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定の委任を受けた代表取締役社長が決定しており、前述イに概要を記載する決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の具体的内容の決定については、取締役会にて代表取締役社長である北村以知雄に委任する旨の決議をしています。

その権限の範囲は、各取締役の基本報酬の額の決定です。この権限を委任した理由は、当社全体の事業を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の貢献度を考慮するには代表取締役社長が最も適していると考えられるためです。

また、この権限を適切に行使するため、その行使に際しては、過半数の社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会への諮問を経るものとしています。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況		兼職先と当社との関係
		兼職先の名称	兼職の内容	
取 締 役	三 村 智 彦	エンデパー・ユナイテッド株式会社 フェニックス・キャピタル株式会社 タカコーホールディングス株式会社 株式会社リンクスホールディングス 一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会	代 表 取 締 役 代 表 取 締 役 取 締 役 (非 常 勤) 取 締 役 (非 常 勤) 副 会 長	重要な取引等の関係はありません。
取 締 役	珍 部 千 裕	フェニックス・キャピタル株式会社 エンデパー・ユナイテッド株式会社	取 締 役 シニアエグゼクティブディレクター	重要な取引等の関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	高 石 英 明	株式会社システムエグゼ 株式会社 Legaseed スギホールディングス株式会社	社 外 監 査 役 常 勤 監 査 役 社 外 取 締 役	重要な取引等の関係はありません
取 締 役 (監 査 等 委 員)	浦 部 明 子	LM虎ノ門南法律事務所 水戸証券株式会社	パ ー ト ナ ー 取 締 役 監 査 等 委 員	重要な取引等の関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 洋 之	公認会計士鈴木洋之事務所 みずほ証券株式会社 エンデパー・ユナイテッド株式会社	代 表 取 締 役 監 査 等 委 員 社 外 取 締 役	重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	出席状況	活動状況
三 村 智 彦	取締役会 18/18回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、多くの経営に携わってきた専門知識と豊富な実務経験を基に適宜有益な意見を述べております。
珍 部 千 裕	取締役会 17/18回 (94%) 任意の指名報酬委員会 4/4回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に参加し、任意の指名報酬委員会4回全てに出席し、多くの投資に携わってきた専門知識と豊富な実務経験を基に適宜有益な意見を述べております。
高 石 英 明	取締役会 14/14回 (100%) 任意の指名報酬委員会 2/2回 (100%) 監査等委員会 13/13回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会14回全て並びに任意の指名報酬委員会 2回全てに出席し、多くの投資に携わってきた専門知識と豊富な実務経験を基に適宜有益な意見を述べております。
浦 部 明 子	取締役会 18/18回 (100%) 監査等委員会 16/16回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会18回全て並びに監査等委員会16回全てに出席し、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を基に監査等委員の立場で適宜有益な意見を述べております。
鈴 木 洋 之	取締役会 17/18回 (94%) 監査等委員会 16/16回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に参加し、監査等委員会16回全てに出席し、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を基に監査等委員の立場で適宜有益な意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました監査法人薄衣佐吉事務所は、2025年6月26日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	40百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人と同一ネットワークに対する監査報酬の額	13百万円

(3) 子会社の監査の状況

子会社名	会計監査人の名称
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.	Forvis Mazars Ltd. Bangkok
THAI KODAMA CO.,LTD.	Forvis Mazars Ltd. Bangkok
THAI KODAMA (VIETNAM) CO.,LTD.	Forvis Mazars Vietnam Co.,Ltd
柳河精機株式会社	Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
九州柳河精機株式会社	Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
YSK CORPORATION	GBQ Partners, LLC
THAI YANAGAWA CO.,LTD.	Forvis Mazars Ltd. Bangkok
YANAGAWA TECHNO FORGE(THAILAND) CO.,LTD.	Forvis Mazars Ltd. Bangkok
株式会社ダイヤモンド	Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
広東達宜明粉末冶金有限公司	上海迈伊兹会计师事务所有限公司
Diamet Klang (Malaysia) Sdn., Bhd.	Forvis Mazars Plt
DIAMET SINTERED METAL INDIA Pvt. Ltd.	M K R K & ASSOCIATES

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合及び当社の具体的な状況に応じた視点から監査能力・適格性が不適格と判断した場合、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任し、株主総会にて報告いたします。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの役員が法令・定款及び当社グループの経営理念を尊重し、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会規則、児玉化学グループ企業倫理憲章等を定めております。
- ②社会から信頼される経営を図るため、監査等委員を含む取締役及び役員によって構成されたコンプライアンス委員会を定期的に開催しています。
- ③当社の取締役は、取締役会規則その他の関連規則に基づき、当社グループの重要事項について取締役会において意思決定を行い、相互にその職務執行の監視・監督に当たっております。
- ④当社の監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行者に対しては職務執行に関する監査・監督を行い、当社グループの業務及び財産の状況の調査を行っております。内部監査部門とも緊密に連携しております。
- ⑤当社のコンプライアンス担当取締役は、業務執行部門の責任者、監査室及び監査等委員会との連携により、所管の当社グループ各社を含め、内部統制の実効性の確保と改善に努めています。

(注) 当社グループは、上記(1)の①に基づいて児玉化学グループ企業倫理憲章及び児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範等を定め、児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範第2章第6項に、反社会的勢力には毅然と対応すること及び違法行為や反社会的行為には一切関わらず、また名目の如何を問わず反社会的勢力に対して経済利益を含む一切の利益を供与しないなど「反社会的勢力との関係断絶」を宣言するとともに、周知の徹底を行っております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①文書管理規定その他の関連規定に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに管理し、保存しています。
 - イ. 株主総会議事録
 - ロ. 取締役会議事録
 - ハ. その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- ②前号を含む会社業務に関する文書は文書管理規定に基づいて適正に管理し、保存をしています。
- ③当社の取締役は、各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写または複写が可能です。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社社長をリスク管理統括責任者としたリスクマネジメントは、リスク管理規定等でその整備及び適切な運用・管理を行い、監査等委員を含む取締役が出席するリスク管理推進委員会で、各部門のリスク管理の状況が定期的に報告されております。
- ②当社の監査室は子会社を含む各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告し、重要な事項については取締役会に報告します。
- ③当社グループの取締役及び役員は、当社グループの重大な損失の危険が現実化した場合はすみやかに当社の取締役会に報告しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①中期経営計画に沿って、年度ごとの具体的な予算等の経営目標を取締役会で定め、その達成を図っています。
- ②当社グループの経営に関する意思決定及び執行を効率的かつ適正に行うため、当社及び当社子会社の取締役会をはじめとする各審議決定機関の権限と各部門の所管事項を当社グループの社内規則に定めています。

(5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範、コンプライアンス・ホットライン運用規則等を定め、周知徹底を図っています。
- ②当社グループの使用人は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンス委員会への報告、または監査等委員会に直接報告ができません。
- ③法令違反の疑義がある行為を通報した者の匿名性を保障し、通報者への不利益行為をしてはならないことをグループの社内規程に定めています。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社の取締役は、各業務執行部門を指揮し、当社及びグループ各社においてコンプライアンス体制や内部統制が有効に機能するための方策を講じております。
- ②当社の監査室は当社及びグループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を社長及び各業務執行部門の責任者並びに監査等委員会に報告し、重要な事項については取締役会に報告します。

- ③当社の子会社の社長は、業務の適正を確保するために当該子会社の内部統制の確立と運用の権限と責任を有し、当該子会社の取締役等の職務執行に係る事項の改善に努め、当社の監査等委員会、取締役会及び業務執行部門に対して定期的に報告を行います。
- ④当社の監査等委員会は、当社及び当社の子会社の社長または使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、当社及び当社の子会社の業務及び財産状況の調査を行うことができます。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ①当社の監査等委員会の職務を補助する組織として事務局を置き、監査室及びその他必要に応じた部署が加わります。
- ②当社の監査等委員会は、監査室等に対して内部監査結果の報告または特定事項の調査を求め、必要に応じ、改善策の策定を指示または勧告することができます。

(8) 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①補助者の人事異動等については、監査等委員会の同意を得てこれを行います。
- ②補助使用人は当社の監査等委員会の指揮命令に服し、他の取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けません。

(9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制並びに当社の子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ①次に掲げる資料は重要経営情報として当社の監査等委員会に提出し、報告をします。
経営執行会議資料、予算資料、月次・四半期決算資料、内部情報開示資料、監査室の業務監査報告書
- ②当社グループの取締役は、前項のほか次に定める事項を当社の監査等委員会に報告します。
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 重大な法令・定款違反
 - ハ. コンプライアンス上の重要な事項
- ③当社グループの使用人は内部統制上の重大な問題事項を発見した場合は、当社の監査等委員会に直接報告することができます。
- ④当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会が当社事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況調査の要請があった場合は、迅速かつ的確に対応し、協力します。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範、コンプライアンス・ホットライン運用規則等で法令違反の疑義がある行為を通報した者の匿名性を保障し、かつ通報者への不利益行為を禁止する規程を定めています。

(11) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担します。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 社外取締役の独立性要件を確保し、対外透明性を高めることを継続して推進しています。
- ② 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員会と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査等委員と内部監査部門との間の連携、情報交換等を行っております。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示し、適切な整備と運用に取り組んでいます。
- ② 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを適切に評価して、リスク管理の強化を図っています。
- ③ 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制整備と運用に取り組んでいます。
- ④ 事実に基づいた公正な情報が適時適切に伝達される仕組みの整備と運用に取り組んでいます。
- ⑤ 財務報告に係るモニタリングを行うことにより、経営に影響を与えるリスクの未然防止に取り組んでいます。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制のITリスクについて適切に評価し、リスクの低減に取り組んでいます。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業倫理に関する方針・行動規範において、反社会的勢力に対して毅然と対応し、違法行為には一切関わらないことを宣言し、児玉化学グループ・コンプライアンス手帳等により社内の周知徹底を行っております。

6. 内部統制システムの運用状況の概要

- ①当社の内部統制システムは内部統制基本方針に従い、適切な運用を行っております。
- ②社長を統括責任者とするリスク管理推進委員会及びコンプライアンス委員会等により、リスクの洗い出し及び評価並びに具体的な対応について協議しております。
- ③財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、会計監査人との連携を含めて適切に整備・運用が行われております。
- ④当社グループの重要事項については、取締役会及び経営執行会議において多面的な審議を行い、損失危険等のリスク管理を適切に行っております。
- ⑤執行役員制度による経営の監督機能と業務執行機能の役割分担及び年間実行計画に基づく明確な事業方針のもと、意思決定と業務執行の効率化、迅速化を図って内部統制の体制整備と実施が適切に行っております。
- ⑥内部統制基本方針に基づいた当社監査等委員会及び内部監査部門による監査並びに診断等が実施され、当社及び子会社からなる企業集団の営業成績並びに財務状況その他の重要な情報は適切に報告されており、内部統制の評価と適正性は確保されております。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されております。
- ⑧監査等委員会が必要とする情報は、取締役や社内関係部署から重要な意思決定や職務の執行状況並びに職務の執行に関する説明と及び関連する重要な文書の供覧等により提供されており、監査等委員会への報告は適切に行われております。
- ⑨リスク管理統括責任者は、監査等委員会と監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,837,311	流動負債	19,038,679
現金及び預金	11,873,026	支払手形及び買掛金	6,870,314
電子記録債権	517,185	電子記録債権	2,023,541
受取手形及び売掛金	9,303,433	未払金	1,765,275
商品及び製品	2,983,748	未払費用	1,746,778
仕掛品	3,490,660	短期借入金	1,945,320
原材料及び貯蔵品	3,664,703	1年内返済予定の長期借入金	690,023
その他	1,019,604	リース負債	468,131
貸倒引当金	△15,050	割賦債権	626,186
		未払法人税等	158,098
		前受金	1,011,644
		賞与引当金	977,976
		訴訟損失引当金	18,582
		その他	736,806
固定資産	34,274,041	固定負債	17,783,572
(有形固定資産)	(31,454,138)	長期借入金	12,529,292
建物及び構築物	6,618,765	リース負債	718,944
機械装置及び運搬具	5,891,320	長期割賦債権	1,322,864
土地	11,990,249	繰延税金負債	491,556
リース資産	1,950,212	長期前受金	432,158
建設仮勘定	2,747,909	株式給付引当金	33,262
その他	2,255,680	退職給付に係る負債	2,164,316
(無形固定資産)	(275,533)	その他	91,177
その他	275,533		
(投資その他の資産)	(2,544,369)	負債合計	36,822,251
投資有価証券	460,376	(純資産の部)	
固定化営業債権	18,990	株主資本	26,768,912
繰延税金資産	536,214	資本	100,000
退職給付に係る資産	944,746	資本剰余金	2,225,997
その他	638,191	利益剰余金	24,517,401
貸倒引当金	△54,150	自己株式	△74,487
		その他の包括利益累計額	1,650,055
		その他有価証券評価差額金	27,101
		為替換算調整勘定	1,316,614
		退職給付に係る調整累計額	306,339
		非支配株主持分	1,870,133
資産合計	67,111,352	純資産合計	30,289,100
		負債及び純資産合計	67,111,352

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
2025年4月1日残高	100,000	2,254,948	920,970	△49,777	3,226,140
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する当期純利益			23,534,459		23,534,459
連結範囲の変動					-
自己株式の処分				16,475	16,475
自己株式の取得				△70,124	△70,124
自己株式の消却		△28,950		28,939	△10
その他			61,972		61,972
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△28,950	23,596,431	△24,709	23,542,771
2026年3月31日残高	100,000	2,225,997	24,517,401	△74,487	26,768,912

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2025年4月1日残高	335,593	498,627	△1,340	832,881	1,411,455	5,470,477
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-		-
親会社株主に帰属する当期純利益				-		23,534,459
連結範囲の変動				-	239,843	239,843
自己株式の処分				-		16,475
自己株式の取得				-		△70,124
自己株式の消却				-		△10
その他				-		61,972
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△308,492	817,987	307,679	817,173	218,834	1,036,008
連結会計年度中の変動額合計	△308,492	817,987	307,679	817,173	458,678	24,818,623
2026年3月31日残高	27,101	1,316,614	306,339	1,650,055	1,870,133	30,289,100

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称 株式会社メプロホールディングス
柳河精機株式会社
株式会社ダイヤメット
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.
THAI KODAMA CO.,LTD.他9社

当連結会計年度より株式会社メプロホールディングス他11社を買収により連結の範囲に含め、株式会社ピーエムテクノを合併に伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社または関連会社はありません。

② 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当する会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTHAI KODAMA CO.,LTD.他2社の決算日は12月31日であります。連結決算日と異なっておりますが、連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

- デリバティブの評価基準及び評価方法
 デリバティブ 時価法
- ハ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 当社 総平均法による原価法
 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
 連結子会社 主として移動平均法による低価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ 有形固定資産 (リース資産を除く。)
 当社 定額法
 連結子会社 定額法
- 無形固定資産 (リース資産を除く。)
 当社 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。
 連結子会社 定額法
- ハ リース資産
 当社 所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 連結子会社 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金
 当社 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
 連結子会社 債権の貸倒れによる損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づき回収の可能性を評価して計上しております。

□ 賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員に支給する賞与の当期費用負担分を計上したもので支給見込額に基づき計上しております。

ハ 訴訟損失引当金 連結子会社

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込み額を計上しております。

ニ 株式給付引当金

取締役及び従業員に対する当社株式の交付に備えるため、取締役及び従業員に割り当てられた株式の支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理を行っております。

□ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付費用の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用につきましては、その発生年度の費用として処理しております。また、数理計算上の差異につきましては、主として6年による按分額を発生翌期から費用処理することとしております。

ハ 収益及び費用の計上基準

樹脂成形事業

製品または商品の販売に関する収益は、プラスチック製品の製造、販売を主な事業とし、顧客との販売契約に基づいて製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、一部製品または商品の販売において「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、金型取引等のうち、一時点において顧客に支配が移転せず、一定の期間にわたり履行義務を充足すると認められる取引については、金型の償却期間にわたり定額法で収益を認識しております。

鑄鍛造事業

製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

粉末冶金事業

製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。一部の国内販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(5) 追加情報

① 役員報酬B I P信託に係る取引

当社は、2015年6月26日の定時株主総会決議により、取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、「役員報酬B I P信託」を導入いたしました。

2025年6月26日の定時株主総会決議により、当該信託に代わる制度として譲渡制限付株式を用いた新たな株式報酬制度を導入いたしました。2025年11月13日の取締役会決議により、当該信託の解約に伴って当社に譲渡される自己株式につき、消却いたしました。

イ 取引の概要

本制度は当社が拠出する取締役等報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位と業績指標に応じて当社の取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が取締役等の退任時に交付及び給付される株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として、取締役等の退任時となります。

ロ 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。譲渡制限付株式報酬制度導入に伴い、役員報酬B I P信託は解約となりました。解約に伴い当社に譲渡される自己株式につき消却を行ったため、当連結会計年度末日において、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は帳簿価額0千円、0千株であります。

② 譲渡制限付株式報酬制度に係る取引

当社は、2025年6月26日の定時株主総会決議により、役員報酬制度の見直し等を行い、当社の業務執行取締役及び一定の職位以上の従業員並びに当社子会社の一定の職位以上の役職員を対象とした譲渡制限付株式を用いた新たな株式報酬制度を導入いたしました。

イ 取引の概要

本制度では、制度の対象となる一定職位以上の役職員に対して金銭報酬債権を付与し、株式発行又は自己株式処分に際してこれを現物出資させることで、当社普通株式を取得させます。また、引受けを行う契約において、制度の対象となる業務執行取締役が取得する株式について、譲渡制限及び当社による無償取得事由を定めます。

また、当社の子会社である柳河精機株式会社及び株式会社ダイヤメットにおいても、一定職位以上の役職員を対象として本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は216,197千円であります。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」と「未払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未払金」は649,763千円、「未払費用」は127,729千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は7,009千円であります。

4. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産 536,214千円

(注) 繰延税金資産・繰延税金負債は一部相殺表示しております。

繰延税金資産の認識は、主要な取引先の契約内容及び需要予測をもとに策定した将来の事業計画及びタックスプランニングの金額に、過去の予算達成率を加味して見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損損失)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	31,454,138千円
無形固定資産	275,533千円
減損損失	1,867,394千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、グルーピングを行っており、工場ごとに継続的な収支の把握を行っている状況を踏まえ、工場等をグルーピングの最小単位としております。固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値または正味売却可能価額により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、工場ごとの事業計画を基礎としております。

② 見積りの算定に用いた主要な仮定

正味売却可能価額の見積りにあたっては、主として不動産鑑定評価をもとに総合的に判断しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

今後、取引先との受注の動向や調達価額の変動によって、工場の収益性悪化や不動産の時価下落による減損処理が必要になった場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

有価証券	33,085千円	(帳簿価額)
建物及び構築物	2,703,945千円	(//)
土地	5,321,491千円	(//)
機械装置及び運搬具	1,151,900千円	(//)
リース資産	17,704千円	(//)
建設仮勘定	614,266千円	(//)
その他	358,589千円	(//)
計	10,200,983千円	(//)

上記は短期借入金1,498,200千円、短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金）131,843千円、長期借入金12,324,023千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 104,392,179千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,671,691	-			△34,547	15,637,144

(変動事由の概要)

信託型株式報酬制度の解約に伴って当社に譲渡される自己株式につき、会社法第178条の規定に基づき、2025年11月30日付にて消却いたしました。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

普通株式に対する配当を次のとおり予定しております。

イ 配当金の総額	155百万円
ロ 1株当たり配当額	10円
ハ 基準日	2026年3月31日
ニ 効力発生日	2026年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による間接金融のほか、株式発行、債権流動化等による直接金融によっております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（注2）を参照ください。）また、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 電子記録債権	517,185	517,185	-
② 受取手形及び売掛金	9,303,433	9,303,433	-
③ 投資有価証券 その他有価証券	112,181	112,181	-
資産計	9,932,800	9,932,800	
① 支払手形及び買掛金	6,870,314	6,870,314	-
② 電子記録債務	2,023,541	2,023,541	-
③ 未払金	1,765,275	1,765,275	-
④ 短期借入金	1,945,320	1,945,320	-
⑤ リース債務「流動負債」	468,131	468,131	-
⑥ 割賦債務「流動負債」	626,186	626,186	-
⑦ 長期借入金(注)	13,219,316	13,219,316	-
⑧ リース債務「固定負債」	718,944	671,519	△47,425
⑨ 割賦債務「固定負債」	1,322,864	1,150,661	△172,202
負債計	28,959,894	28,740,265	△219,628

(注) 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプット説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の評価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の評価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の評価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

電子記録債権、受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、短期借入金、リース債務「流動負債」並びに割賦債務「流動負債」

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務「固定負債」並びに割賦債務「固定負債」

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	348,194

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	樹脂成形事業	鋳鍛造事業	粉末冶金事業	
売上高				
日本	10,006,973	19,634,272	15,245,426	44,886,673
海外	6,560,854	29,007,331	2,252,915	37,821,102
顧客との契約から生じる収益	16,567,828	48,641,604	17,498,342	82,707,775

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株あたり情報に関する注記

1株あたり純資産額	1,828円96銭
1株あたり当期純利益	1,508円74銭

11. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合及び債権譲受)

当社は、2025年4月1日付で、株式会社メプロホールディングス（以下「メプロホールディングス」という。）の株式取得（子会社化）及びエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合がメプロホールディングスの子会社に対して有する債権の譲受を下記のとおり完了いたしました。なお、エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合は当社の主要株主であり、関連当事者であります。

(1) 取得の理由

当社は、樹脂加工製品の設計から製造販売までを領域として、樹脂加工に関わる製品分野で挑戦を続け、製品化に貢献をしております。一方、メプロホールディングスは、アルミダイカスト、粉末冶金、鉄鍛造といった特性が異なる3つの金属加工製法を駆使する国内でも稀有な会社であり、自動車部品業界を中心に顧客企業の多様なニーズに応え続けています。今回の株式取得によって、企業規模の拡大及びポートフォリオ強化による経営の安定化、並びに技術・機能面でのシナジー創出による新たな成長ビジョンの策定等により、両社の発展が実現できると判断いたしました。具体的には、顧客の共有、樹脂と金属を組み合わせた製品開発、物流子会社を使ったコスト削減、海外拠点の活用等が期待でき、今回の株式取得により当社の企業価値向上が見込まれると判断しております。

(2) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

企業の名称	株式会社メプロホールディングス
事業の内容	株式保有を通じた事業会社の経営管理
資本金	100,000千円

② 企業結合日

2025年4月1日

③ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び債権譲渡

- ④ 結合後企業の名称 変更はありません。
- ⑤ 取得した議決権比率 100.0%
- ⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠 当社が、現金を対価として株式を取得したためです。

(3) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2025年4月1日から2026年3月31日

(4) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,000,000千円
取得原価		1,000,000千円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用 109,812千円

(6) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 発生したのれんの金額
22,598,080千円

当該企業結合に係る取得原価の配分は、当連結会計年度中において完了しております。
なお、当連結会計年度末において変更はありません。

② 発生原因

被取得企業の企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上するものであります。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	31,418,275	千円
固定資産	25,106,034	千円
資産合計	56,524,310	千円
流動負債	23,174,443	千円
固定負債	12,925,586	千円
負債合計	36,100,030	千円

12. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2026年4月21日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことを決議いたしました。

(1) 処分の概要

	決議内容
① 処分期日	2026年5月29日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,317株
③ 処分価額	1株につき1,199円
④ 処分価額の総額	36,350,083円
⑤ 割当先	当社取締役 2名 7,799株 当社執行役員 4名 2,919株 当社従業員 8名 6,672株 子会社取締役 1名 1,251株 子会社従業員 14名 11,676株

※ 本自己株式処分のうち対象取締役及び一定の職位以上の従業員並びに当社子会社の一定の職位以上の役職員を割当予定先とする自己株式の処分は、取締役及び従業員の職務執行の対価として、募集株式の引換えとしての金銭等の給付を要せずは無償で行われますが、本自己株式処分に係る当社普通株式の公正な評価額として、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年4月20日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1株当たり1,199円を処分価額としています。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、2025年6月26日開催の定時株主総会において、当社の業務執行取締役及び一定の職位以上の従業員並びに当社子会社の一定の職位以上の役職員を対象とし、信託型株式報酬制度に代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、業務執行取締役の報酬と当社の企業価値との連動をより明確にすることを通じて、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

本制度に基づき、対象取締役及び一定の職位以上の従業員並びに当社子会社の一定の職位以上の役職員は、職務執行の対価として、金銭等の給付を要せずは無償で、本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けており、また、対象従業員は、当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式を引き受けております。

(子会社への追加出資)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ダイヤモンドの連結子会社であるDiamet Sintered Metal India Pvt. Ltd. (在インド共和国)の資本増強を行なう目的のために、株式会社ダイヤモンドが同社の連結子会社であるDiamet Sintered Metal India Pvt. Ltd.が行う株主割当増資を引き受けることを決議いたしました。

(1) 追加出資の理由・目的

Diamet Sintered Metal India Pvt. Ltd.は現在工場を建設中であり、2026年10月に量産開始を予定しております。その着手に必要な運転資金を確保するために増資を行うものであり、増資資金の用途は全て運転資金であります。

(2) 対象会社の概要

① 名称	Diamet Sintered Metal India Pvt. Ltd.
② 所在地	Suncity Industrial Park M-12, Sector-96, Gurugram, Haryana-122505, India
③ 事業内容	自動車部品の製造
④ 資本金	117百万INR (出資前の持分割合100%)
⑤ 設立年月日	2024年9月30日

(3) 追加出資の概要

① 今回の出資額	200百万INR
② 効力発生日	2026年5月19日
③ 出資後の持分割合	100% (株式会社ダイヤモンドを通じた間接保有)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

児玉化学工業株式会社
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 正尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 融一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、児玉化学工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、児玉化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,727,491	流動負債	4,022,216
現金及び預金	493,811	支払手形	2,719
電子記録債権	194,028	電子記録債権	654,861
売掛金	1,242,766	買掛金	912,794
商品及び製品	181,389	短期借入金	1,200,000
仕掛品	175,399	1年内返済予定の長期借入金	190,023
材料及び貯蔵品	260,531	リース債権	55,802
未収入金	149,079	割賦債権	36,077
その他の金	30,989	未払費用	515,268
貸倒引当金	△503	前受金	74,351
		未払法人税等	199,378
固定資産	6,501,111	賞与引当金	7,847
(有形固定資産)	(4,609,881)	設備関係支払手形	102,026
建築物	1,165,016	その他の	43,625
構築物	26,643	固定負債	1,565,350
機械及び装置	592,513	長期借入金	1,029,292
車両及び運搬具	0	長期リース債権	321,040
工具、器具及び備品	279,088	長期割賦債権	143,350
土地	2,297,271	長期前受金	5,192
リース資産	222,914	株式給付引当金	33,262
建設仮勘定	26,433	繰延税金負債	5,118
		その他の	28,093
		負債合計	5,587,567
(無形固定資産)	(34,705)	(純資産の部)	
ソフトウェア	27,760	株主資本	3,624,499
その他の	6,944	資本	100,000
		資本剰余金	2,276,771
(投資その他の資産)	(1,856,524)	その他の資本剰余金	2,276,771
投資有価証券	34,088	利益剰余金	1,322,214
関係会社株式	770,603	利益準備金	15,015
出資金	500	その他の利益剰余金	1,307,199
長期貸付金	1,048,450	繰越利益剰余金	1,307,199
固定化営業債権	18,990	自己株式	△74,487
前払年金費用	1,860	評価・換算差額等	16,536
その他の	36,182	その他有価証券評価差額金	16,536
貸倒引当金	△54,150		
資産合計	9,228,603	純資産合計	3,641,035
		負債・純資産合計	9,228,603

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売上高	10,006,973
売上原価	8,234,795
売上総利益	1,772,178
販売費及び一般管理費	1,560,573
営業利益	211,604
受取利息	83,414
受取配当金	1,097,128
その他	7,823
(営業外収益合計)	(1,188,367)
営業外費用	
支払利息	68,298
支払手数料	63,681
その他	11,198
(営業外費用合計)	(192,327)
経常利益	1,207,644
特別利益	
有価証券売却益	474,320
(特別利益合計)	(474,320)
特別損失	
減損損失	538,366
(特別損失合計)	(538,366)
税引前当期純利益	1,143,599
法人税、住民税及び事業税	16,112
法人税、住民税等調整額	40,919
当期純利益	1,086,567

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
2025年4月1日残高	100,000	2,305,722	2,305,722	15,015	220,631	235,646	△49,777	2,591,591
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								-
当期純利益					1,086,567	1,086,567		1,086,567
自己株式の処分							16,475	16,475
自己株式の消却		△28,950	△28,950				28,939	△10
自己株式の取得							△70,124	△70,124
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								-
事業年度中の変動額合計	-	△28,950	△28,950	-	1,086,567	1,086,567	△24,709	1,032,907
2026年3月31日残高	100,000	2,276,771	2,276,771	15,015	1,307,199	1,322,214	△74,487	3,624,499

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 限 公 司 株 主 持 分 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
千 円	千 円	千 円	千 円
2025年4月1日残高	335,593	335,593	2,927,185
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		-	-
当期純利益		-	1,086,567
自己株式の処分		-	16,475
自己株式の消却		-	△10
自己株式の取得		-	△70,124
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△319,057	△319,057	△319,057
事業年度中の変動額合計	△319,057	△319,057	713,850
2026年3月31日残高	16,536	16,536	3,641,035

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 移動平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

株式等以外のもの

市場価格のない 移動平均法による原価法

株式等

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法

（リース資産を除く）

② 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転

ファイナンス・

リースに係る

リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外

ファイナンス・

リースに係る

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員に支給する賞与の当期費用負担分を計上したもので、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生年度の費用として処理しております。

また、数理計算上の差異については、6年による按分額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 株式給付引当金

取締役及び従業員に対する当社株式の交付に備えるため、取締役及び従業員に割り当てられた株式の支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジに係る会計処理

イ ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

金利スワップ

借入金

ハ ヘッジ方針

「デリバティブ取引のリスク管理に関する規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の割合でヘッジしております。

ニ 有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 収益及び費用の計上基準

製品または商品の販売に関する収益は、プラスチック製品の製造、販売を主な事業とし、顧客との販売契約に基づいて製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、一部製品または商品の販売において「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、金型取引等のうち、一時点において顧客に支配が移転せず、一定の期間にわたり履行義務を充足すると認められる取引については、金型の償却期間にわたり定額法で収益を認識しております。

(5) 追加情報

① 役員報酬B I P信託に係る取引

連結注記表と同一であります。

② 譲渡制限付株式報酬制度に係る取引

連結注記表と同一であります。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました、「流動負債」の「預り金」は、金額的重要性が減少したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「預り金」は23,506千円であります。

4. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産	0千円
繰延税金負債と相殺前の金額	6,128千円

繰延税金資産の認識は、主要な取引先の契約内容及び需要予測をもとに策定した将来の事業計画及びタックスプランニングの金額に、過去の予算達成率を加味して見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の個別財務諸表に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	4,609,881千円
無形固定資産	34,705千円
減損損失	538,366千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、グルーピングを行っており、工場ごとに継続的な収支の把握を行っている状況を踏まえ、工場等をグルーピングの最小単位としております。固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値または正味売却可能価額により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、工場ごとの事業計画を基礎としております。

② 見積りの算定に用いた主要な仮定

正味売却可能価額の見積りにあたっては、主として不動産鑑定評価をもとに総合的に判断しております。

(3) 翌事業年度の個別財務諸表に与える影響

今後、取引先との受注の動向や調達価額の変動によっては、工場の収益性悪化や不動産の時価下落による、減損処理が必要になった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

投資有価証券	33,085千円	(帳簿価額)
建物及び構築物	1,191,659千円	(//)
土地	2,297,271千円	(//)
計	3,522,016千円	(//)

上記は短期借入金1,200,000千円、短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金）131,843千円、長期借入金824,023千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,639,175千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に係る注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

短期金銭債権	141,320千円
長期金銭債権	1,048,450千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	10,908千円
受取配当金	1,082,652千円
受取利息	82,556千円
支払利息	2,794千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	60,261		92,800		54,207	98,854

(変動事由の概要)

増加及び減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

市場買い付けによる増加	92,600株
単元未満株式の買取による増加	200株
BIP信託制度株式の払出しによる減少	19,660株
BIP信託制度株式の終了に伴う消却	34,547株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、賞与引当金の否認、棚卸資産評価損及び繰越欠損金等であり、回収可能性等を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 主要株主 (単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額	科目	期末残高
エンデバー・ユナイテッド 2号投資事業 有限責任組合	被所有 直接 52.1%	役員の兼任	株式及び 債権の譲受 (注1)	1,000,000	-	-

(2) 子会社 (単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額	科目	期末残高
株式会社 メプロホール ディングス	所有 直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	配当金の受取	1,000,000	-	-
			資金の借入 (注2)	1,300,000	-	-
			資金の返済	1,300,000	-	-
株式会社 ダイヤモンド	所有 間接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	1,048,450	長期貸付金	1,048,450

(注1) 2025年4月1日に株式会社メプロホールディングスの株式、及び株式会社メプロホールディングスの子会社である株式会社ダイヤモンドに対する金銭債権を取得したものであります。また、取引価格は、当事者間で協議によって決定しております。

(注2) 資金の借入については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 資金の貸付については、当社から運転資金を直接貸し付けており、返済期間は個別契約に基づき合理的な期間を定めております。

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表と同一であります。

12. 1株あたり情報に関する注記

1株あたり純資産額	234円 33銭
1株あたり当期純利益	69円 66銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)
連結注記表と同一であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

児玉化学工業株式会社
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 後藤正尚
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上融一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、児玉化学工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前に基づき重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に基づき重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議にインターネット等も活用して出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

児玉化学工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 高 石 英 明 ㊟

監査等委員 浦 部 明 子 ㊟

監査等委員 鈴 木 洋 之 ㊟

(注) 監査等委員 高石英明氏、浦部明子氏及び鈴木洋之氏は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上